



島根県報

平成29年4月4日（火）

第2,891号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定市町村事務受託法人の指定	(高齢者福祉課)	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(")	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消し	(")	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	(")	3
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力の停止	(")	3
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託の解除	(子ども・子育て支援課)	3
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託	(")	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	4
土地改良区の設立の認可	(農村整備課)	4
保安林予定森林	(森林整備課)	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	(水産課)	4
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任	(建築住宅課)	5

【公 告】

平成29年度島根県狩猟免許試験の実施	(森林整備課)	5
狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催	(")	7
基本測量の実施	(技術管理課)	9
公共測量の終了	(")	9
都市計画の変更案の縦覧	(都市計画課)	10

【特定調達公告】

仮想デスクトップ構築運用保守業務に係る随意契約の相手方等	(情報政策課)	10
------------------------------	---------	----

【正 誤】

平成9年2月7日付け島根県報第827号中	(道路維持課)	12
平成25年10月4日付け島根県報号外第148号中	(")	13

告 示**島根県告示第174号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定により指定市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の6第1号の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 事務所の名称及び所在地
社会福祉法人松江市社会福祉協議会 島根県松江市千鳥町70番地 松江市総合福祉センター
- 2 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
1に同じ。
- 3 代表者の氏名及び住所
加藤 滋夫 島根県松江市上大野町600番地
- 4 指定年月日
平成29年4月1日
- 5 受託事務の種類
介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務（要介護認定調査事務）
- 6 居宅サービス等の提供の有無
有

島根県告示第175号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成29年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社マサコーポレーション	福祉用具貸与	ダスキンヘルスレント島根東ステーション	出雲市小山町333-1	平成29年4月1日
	介護予防福祉用具貸与			
株式会社マサコーポレーション	特定福祉用具販売	ダスキンヘルスレント島根東ステーション	出雲市小山町333-1	平成29年4月1日
	特定介護予防福祉用具販売			

島根県告示第176号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第6号及び第7号並びに第115条の9第1項第9号の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消しをしたので、同法第78条第3号及び第115条の10第3号の規定により告示する。

平成29年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	取消年月日
株式会社松江テクノサービス	訪問介護 介護予防訪問介護	訪問介護事業所 出雲 すずかけの樹	出雲市荒茅町2780番地28	平成29年3月31日

島根県告示第177号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成29年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ケイテン	居宅介護支援	居宅介護支援事業所さち	隠岐郡隠岐の島町栄町571	平成29年4月1日
合同会社成相	居宅介護支援	居宅介護支援事業所成相	出雲市上塩冶町234	平成29年4月1日
有限会社ブルーム	居宅介護支援	奥出雲居宅介護支援事業所	仁多郡奥出雲町下横田893	平成29年4月1日

島根県告示第178号

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項第7号及び第11号の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力を停止したので、同法第85条第3号の規定により告示する。

平成29年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	停止の内容	停止期間
株式会社松江テクノサービス	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 出雲すずかけの樹	出雲市荒茅町2780 番地28	新規利用者の受 入れの停止	平成29年3月18日か ら同年6月17日まで

島根県告示第179号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、東京都千代田区麹町1-6-2 社会福祉法人日本保育協会に委託していた保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務については、平成29年3月31日限りで当該委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項及び第56条の2第2項の規定により告示する。

平成29年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第180号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務を平成29年4月1日から東京都千代田区麹町1-6-2 社会福祉法人日本保育協会に委託したので、同令第158条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

平成29年4月4日

島根県告示第181号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成29年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
とよだ内科頭痛クリニック	出雲市渡橋町370-3	精神通院医療	平成29年4月1日

島根県告示第182号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、大田市三瓶町野城土地改良区の設立を平成29年3月27日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第183号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

益田市神田町イ869、イ869-1、イ871-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第184号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成25年島根県告示第193号による保険に付すべき義務は、平成29年3月28日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法

施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成29年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

五十猛加入区

島根県告示第185号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第8条の規定により告示する。

平成29年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務
建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部
- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日

平成29年4月1日

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第51条第1項の規定により、平成29年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

平成29年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 対象者
県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者
- 2 狩猟免許を受けることができない者
法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護管理	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化

に関する法令、鳥獣の保護及び管理に関する知識及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
網猟免許	1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	試験を実施する免許の種類	所在地及び会場名	対象区域
6月17日（土）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
6月21日（水）	午前9時30分～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	県内全域
6月25日（日）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	県内全域
7月2日（日）	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域
7月9日（日）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	雲南市木次町里方55 雲南市木次経済文化会館 チェリヴァホール	県内全域
7月15日（土）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	県内全域
7月23日（日）	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	松江市殿町1 島根県庁会議棟	県内全域
8月4日（金）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	大田市波根町970-1	県内全域

	銃猟	島根県立農林大学校	
--	----	-----------	--

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	2,900円
	(2) (1)以外の免許	3,900円
2 1以外の者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	3,900円
	(2) (1)以外の免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書し、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室
（電話0852-22-5160）

6 その他

(1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。

(2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課にすること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第59条において準用する施行規則第51条第2項の規定により公告する。

平成29年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

2 講習科目及び時間

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化関連法令に関する事項	

鳥獣の保護及び管理に関する事項	3時間以上
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

3 適性検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
6月7日(水)	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市
6月9日(金)	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市
6月12日(月)	午前9時～	鹿足郡吉賀町柿木村柿木500-1 吉賀町柿木庁舎	吉賀町
6月12日(月)	午後2時～	鹿足郡津和野町鷺原イ256 道の駅津和野温泉なごみの里	津和野町
6月19日(月)	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市、津和野町、吉賀町
6月20日(火)	午後1時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市(吉田町、掛合町)、 奥出雲町、飯南町
6月21日(水)	午前9時～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市(大東町、加茂町、木 次町、三刀屋町)
7月4日(火)	午前9時～	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	川本町、美郷町
7月5日(水)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市
7月5日(水)	午前9時～	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	邑南町
7月6日(木)	午前9時～	大田市大田町大田口1111 大田市役所	大田市
7月13日(木)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	江津市、浜田市(金城町、旭 町)
7月14日(金)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(旧浜田市、弥栄町、 三隅町)
7月19日(水)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市
7月19日(水)	午前9時30分～	隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	隠岐の島町、海士町、西ノ島 町、知夫村
9月1日(金)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許更新申請方法等

(1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円（当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。）

(3) 狩猟免許更新申請書提出期限

東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書し、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

(4) 申請書の提出先

住所地为管轄する東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に申請すること。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年 4 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報） 修正）

基本測量（国土広域情報 修正）

2 作業期間

平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

3 作業地域

県内全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成29年 3 月17日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年 4 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間
平成28年11月15日から平成29年3月17日まで
- 3 作業地域
益田市の一部

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成29年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
 - (1) 松江圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
 - (2) 松江圏都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 松江圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
松江圏都市計画区域の全域
 - (2) 松江圏都市計画区域区分
松江市黒田町、安来市安来町
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課、松江市都市政策課、玉湯支所地域振興課、東出雲支所地域振興課及び安来市都市政策課
- 4 縦覧期間
平成29年4月4日（火）から同月18日（火）まで

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 役務の名称及び数量
仮想デスクトップ構築運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年1月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

EMJしまねセキュリテイクラウド共同企業体 代表構成員 株式会社エネルギー・コミュニケーションズ 取締役
社長 熊谷 鋭 広島県広島市中区大手町二丁目11番10号 NHK広島放送センタービル

5 随意契約に係る契約金額

478,317,022円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

正 _____ **誤**

平成9年2月7日付け島根県報第827号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

12

ペ
ー
ジ

島根県告示第百四
十七号の表中

箇
所

後		前
B	A	A
一 一 ・ 〇〇〇〇 一 九 ・ 〇〇 〇	三 ・ 〇〇〇 四 ・ 〇〇 〇	三 ・ 〇〇〇 四 ・ 〇〇 〇
四 〇 ・ 〇〇 〇	四 三 ・ 〇〇 〇	四 三 ・ 〇〇 〇

誤

後		前
B	A	A
二 一 ・ 〇〇〇〇 三 五 ・ 〇〇 〇	五 ・ 〇〇〇 七 ・ 〇〇 〇	五 ・ 〇〇〇 七 ・ 〇〇 〇
五 六 ・ 〇〇 〇	七 八 ・ 〇〇 〇	七 八 ・ 〇〇 〇

正

平成25年10月4日付け島根県報号外第148号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第666号 の表中	隠岐郡隠岐の島町北平 168番5地先から同町湊 小路221番1地先まで	隠岐郡隠岐の島町中村北 平168番5地先から同町 湊小路221番1地先まで